

過渡的措置による心臓リハビリテーション認定医・上級指導士認定制度規則

1. 日本心臓リハビリテーション学会（以下「本学会」という。）は、心臓リハビリテーション認定医・上級指導士資格認定制度規則の実施にあたり、その円滑な運営を図るために、認定医・上級指導士資格認定についてこの規則に定める過渡的措置（以下「本措置」という。）を講ずる。
2. 本措置の運営は、心臓リハビリテーション認定医・上級指導士小認定委員会（以下「認定小委員会」という。）がこれを行う。
3. 認定小委員会は、心臓リハビリテーション認定医・上級指導士認定を申請する者のうち、次の各号の条件をすべて満たす者の認定医・上級指導士認定試験を免除する。
 - (1) 申請時に本学会の心臓リハビリテーション指導士であり、当該年度の学会費を完納していること。
 - (2) 少なくとも一回以上、心臓リハビリテーション指導士資格を更新していること。
 - (3) 過去5年間に本学会学術集会での研究発表（症例報告を除く。）、講演（共同演者は不可。）又は学会誌若しくは査読のある学術誌に心臓リハビリテーションに関する論文発表（共著可。但し、症例報告を除く。）があること。
 - (4) 本学会の理事、名誉会員又は評議員であること。
 - (5) 20例の経験症例リスト（自施設又は関連施設における経験。）を報告すること。
 - (6) 所属長の推薦があること。
4. 前項に定める条件を満たさない場合でも、認定小委員会は、認定医・上級指導士の資格にふさわしい学術的業績を有しかつ学会貢献があると判断できる者に対し、心臓リハビリテーション認定医・上級指導士のための筆記試験を免除することができる。ここでいう「認定医・上級指導士の資格にふさわしい学術的業績」とは、たとえば、過去に本学会誌または査読のある学術誌に心臓リハビリテーションに関連する論文を筆頭で2編あるいは筆頭1編と共著2編があることなどであり、「学会貢献」とは、本学会の理事又は評議員の経験があり、かつシンポジウム又はパネルディスカッション1つを含む2つ以上の発表をしたことにより、学会活動に多大な貢献があったことなどを指す。
5. 本措置における認定医・上級指導士資格認定の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - (1) 認定医・上級指導士認定申請書（活動歴を含む）

(2) 研究発表及び論文に関する本学会誌若しくは査読のある学術誌の抄録又は論文のコピー並びにそのリスト

(3) 20 例の経験症例リスト（自施設又は関連施設における経験。）

(4) 所属長の推薦状

(5) 審査料 1 万 5 千円

6. 認定小委員会は、年 1 回、前項の申請書類を審査し、認定対象者を選出する。認定料は 1 万円とする。

7. 本規則は、平成 27 年 2 月 1 日より施行する。

8. 本措置の実施期間は、前項の施行日から 2 年間とする。

9. 本規則は、前項の実施期間経過後に廃止するものとする。

10. 本措置の実施については、前 9 項の規定の外、心臓リハビリテーション認定医・上級指導士認定制度規則の規定による。